

学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏名 (男・女)

生年月日 平成 年 月 日

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種感染症 () [治癒]

第2種感染症 インフルエンザ (A型・B型) [発病後 (発熱の翌日を1日目として) 5日を経過し、かつ、解熱後2日 (幼児は3日) 経過するまで]

麻疹 [解熱後3日経過]

水痘 [すべての発しんの痂皮化]

風疹 [発しん消失]

流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹発現後5日を経過かつ全身状態良好]

咽頭結膜熱 [主要症状消褪後2日経過]

百日咳 [特有の咳消失または5日間抗菌性物質製剤治療終了]

結核 [感染のおそれなし]

髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症 [感染のおそれなし]

腸管出血性大腸菌感染症 (*)

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

コレラ

細菌性赤痢

腸チフス

パラチフス

(*) 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。

◆第3 その他の感染症 [①~④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの]

① A群溶血性連鎖球菌咽頭炎 (溶連菌感染症)

② アデノウイルス感染症

③ 感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの)

④ 急性細気管支炎 (主としてRSウイルス感染によると考えられるもの)

[その他、個人の療養効果を重視した感染症]

マイコプラズマ感染症/異型肺炎・単純ヘルペス歯肉口内炎・帯状疱疹・()

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便

この24時間以内に複数回の嘔吐

原因不明の発しん

よだれを伴う口内痛・口内炎

発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛

がんこな咳漱

唾液腺の腫大

その他の意見 :

令和 年 月 日

医療機関名 :

診察医師 (診察した医師に限る) :

令和5年2月

保護者様

大阪市立加美北小学校

校長 飯尾 吉司

「学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書」について

現在大阪市の学校園では、学校保健安全法に基づき、インフルエンザ等の感染症に児童が罹患した場合、感染拡大防止のため、出席停止措置をとっています。出席停止の期間は法で定める期間及び主治医の判断による期間としています。

その際、平野区の多くの学校園では、登校を開始する場合には、感染の恐れがなくなったことを「学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書」（医療機関にて記入してもらう）により学校に報告していただいています。それに基づき、本校でも感染症に罹患し登校を開始する場合は、感染拡大防止のため意見書での報告をお願いしております。提出していただいた書面をもって、主治医による登校開始の確認とさせていただきます。

※平野区内の医療機関で診察を受けた際、意見書の文書料は原則無料となっています。ただ、医療機関によっては有料のところもあります。そのような場合は、意見書を発行いただくことなく、医師の指示内容を学校にご連絡いただくなどのご対応でも結構です。

※「学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書」は、学校ホームページよりダウンロードができます。学校からもお渡しできますので担任へお伝えください。また、平野区内であれば意見書の持参なしで医療機関にて発行いただける病院も多いです。受診されます医療機関へお尋ねください。